

○厚生労働省告示第九七号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 基本診療料</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 入院料 入院対象者入院医学管理料（1日につき） イ～ハ （略）</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める<u>施設基準</u>に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関において、各区分の入院中の対象者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合している対象者に限る。）に対して入院対象者入院医学管理が行われた場合に、当該<u>施設基準</u>に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。</p> <p>注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める<u>施設基準</u>を満たすことができない病棟については、当分の間、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、当該<u>施設基準</u>に係る区分に従い入院対象者入院医学管理料を算定できる。ただし、1日につきそれぞれの所定点数から88点を減算する。</p> <p>注3～注8 （略）</p> <p>注9 診療に係る費用（次のいずれかに該当するものを除く。）は、所定点数に含まれるものとする。 イ 第2章の医療観察精神科電気痙攣療法に係る費用、<u>医療観察退院前訪問指導料及び医療観察持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料</u> ロ （略）</p>	<p>別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 基本診療料</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 入院料 入院対象者入院医学管理料（1日につき） イ～ハ （略）</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める<u>基準</u>に適合しているものとして、地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関において、各区分の入院中の対象者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合している対象者に限る。）に対して入院対象者入院医学管理が行われた場合に、当該<u>基準</u>に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。</p> <p>注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める<u>基準</u>を満たすことができない病棟については、当分の間、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、当該<u>基準</u>に係る区分に従い入院対象者入院医学管理料を算定できる。ただし、1日につきそれぞれの所定点数から88点を減算する。</p> <p>注3～注8 （略）</p> <p>注9 診療に係る費用（次のいずれかに該当するものを除く。）は、所定点数に含まれるものとする。 イ 第2章の医療観察精神科電気痙攣療法に係る費用及び<u>医療観察退院前訪問指導料</u> ロ （略）</p>

ハ クロザピン及び持続性抗精神病注射薬剤（投与開始日から起算して60日以内に投与された場合に限る。）に係る薬剤料

注10・11 （略）

第2節 通院料

1 通院対象者通院医学管理料（1月につき）

イ～ニ （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定を受けた対象者（以下「通院対象者」という。）に対して通院対象者通院医学管理が行われた場合に、当該施設基準に係る区分に従い、1月に1回を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

注2～注8 （略）

2 （略）

第2章 医療観察精神科専門療法

通則

（略）

1～5 （略）

5-2 医療観察依存症集団療法（1回につき）

イ 薬物依存症の場合 340点

ロ ギャンブル依存症の場合 300点

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、薬物依存症の通院対象者に対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して6月以内に限り、週1回を限度として算定する。ただし、特に必要性を認め、治療開始日から起算して6月を超えて実施した場合には、治療開始日から起算して2年以内に限り、更に週1回かつ計24回を限度として算定できる。

ハ クロザピンの薬剤料

注10・11 （略）

第2節 通院料

1 通院対象者通院医学管理料（1月につき）

イ～ニ （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定を受けた対象者（以下「通院対象者」という。）に対して通院対象者通院医学管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、1月に1回を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

注2～注8 （略）

2 （略）

第2章 医療観察精神科専門療法

通則

（略）

1～5 （略）

5-2 医療観察依存症集団療法（1回につき） 340点

（新設）

（新設）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、薬物依存症の通院対象者に対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して6月以内に限り、週1回を限度として算定する。ただし、特に必要性を認め、治療開始日から起算して6月を超えて実施した場合には、治療開始日から起算して2年以内に限り、更に週1回かつ計24回を限度として算定できる。

注2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、ギャンブル依存症の通院対象者に対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して3月以内に限り、2週間に1回を限度として算定する。

注3 (略)

6～10 (略)

11 医療観察精神科訪問看護・指導料

イ 医療観察精神科訪問看護・指導料(I)

(1) 保健師又は看護師による場合

①～④ (略)

(2) 作業療法士による場合

① 週3日目まで 30分以上の場合 580点

② 週3日目まで 30分未満の場合 445点

③ 週4日目以降 30分以上の場合 680点

④ 週4日目以降 30分未満の場合 530点

(3) 精神保健福祉士による場合

① 週3日目まで 30分以上の場合 580点

② 週3日目まで 30分未満の場合 445点

③ 週4日目以降 30分以上の場合 680点

④ 週4日目以降 30分未満の場合 530点

ロ (略)

ハ 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)

(1) 保健師又は看護師による場合

① (略)

A～D (略)

② (略)

A～D (略)

(2) 作業療法士による場合

① 同一日に2人

A 週3日目まで 30分以上の場合 580点

(新設)

注2 (略)

6～10 (略)

11 医療観察精神科訪問看護・指導料

イ 医療観察精神科訪問看護・指導料(I)

(新設)

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

ロ (略)

ハ 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)

(新設)

(1) (略)

①～④ (略)

(2) (略)

①～④ (略)

(新設)

B	週 3 日目まで	30分未満の場合	445点
C	週 4 日目以降	30分以上の場合	680点
D	週 4 日目以降	30分未満の場合	530点

② 同一日に 3 人以上

A	週 3 日目まで	30分以上の場合	293点
B	週 3 日目まで	30分未満の場合	225点
C	週 4 日目以降	30分以上の場合	343点
D	週 4 日目以降	30分未満の場合	268点

(3) 精神保健福祉士による場合

① 同一日に 2 人

A	週 3 日目まで	30分以上の場合	580点
B	週 3 日目まで	30分未満の場合	445点
C	週 4 日目以降	30分以上の場合	680点
D	週 4 日目以降	30分未満の場合	530点

② 同一日に 3 人以上

A	週 3 日目まで	30分以上の場合	293点
B	週 3 日目まで	30分未満の場合	225点
C	週 4 日目以降	30分以上の場合	343点
D	週 4 日目以降	30分未満の場合	268点

注 1・2 (略)

注 3 注 1 及び注 2 に規定する場合（いずれも 30 分未満の場合を除く。）であって、複数の保健師等、准看護師又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、医療観察複数名精神科訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週 1 日を限度とする。

イ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1 日に 1 回の場合

①	同一建物内 1 人	450点
---	-----------	------

(新設)

注 1・2 (略)

注 3 注 1 及び注 2 に規定する場合（いずれも 30 分未満の場合を除く。）であって、複数の保健師等、准看護師又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、医療観察複数名精神科訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週 1 日を限度とする。

イ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1 日に 1 回の場合

450点

(新設)

② 同一建物内 2 人	450点	(新設)	
③ 同一建物内 3 人以上	400点	(新設)	
(2) 1 日に 2 回の場合		(新設)	900点
① 同一建物内 1 人	900点	(新設)	
② 同一建物内 2 人	900点	(新設)	
③ 同一建物内 3 人以上	810点	(新設)	
(3) 1 日に 3 回以上の場合		(新設)	1,450点
① 同一建物内 1 人	1,450点	(新設)	
② 同一建物内 2 人	1,450点	(新設)	
③ 同一建物内 3 人以上	1,300点	(新設)	
ロ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合		ロ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合	
(1) 1 日に 1 回の場合		(1) 1 日に 1 回の場合	380点
① 同一建物内 1 人	380点	(新設)	
② 同一建物内 2 人	380点	(新設)	
③ 同一建物内 3 人以上	340点	(新設)	
(2) 1 日に 2 回の場合		(2) 1 日に 2 回の場合	760点
① 同一建物内 1 人	760点	(新設)	
② 同一建物内 2 人	760点	(新設)	
③ 同一建物内 3 人以上	680点	(新設)	
(3) 1 日に 3 回以上の場合		(3) 1 日に 3 回以上の場合	1,240点
① 同一建物内 1 人	1,240点	(新設)	
② 同一建物内 2 人	1,240点	(新設)	
③ 同一建物内 3 人以上	1,120点	(新設)	
ハ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が看護補助者と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合		ハ 所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が看護補助者と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合	300点
(1) 同一建物内 1 人	300点	(新設)	
(2) 同一建物内 2 人	300点	(新設)	
(3) 同一建物内 3 人以上	270点	(新設)	

注4～注12 (略)

12 (略)

13 医療観察抗精神病特定薬剤治療指導管理料

イ 医療観察持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料

(1) 入院中の対象者 250点

(2) 入院中の対象者以外 250点

ロ (略)

注1 イの(1)については、持続性抗精神病注射薬剤を投与している法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号による決定を受けた統合失調症の対象者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該薬剤の投与開始日の属する月及びその翌月にそれぞれ1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。

注2 イの(2)については、持続性抗精神病注射薬剤を投与している統合失調症の通院対象者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。

注3 (略)

14 (略)

第3章 医療観察訪問看護

通則

(略)

1 医療観察訪問看護基本料

イ～ハ (略)

注1 医療観察訪問看護基本料(イ)については、通院対象者(同一建物居住者を除く。)又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者にかかる通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医(注2、注4及び注7において「主治医」という。)の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事

注4～注12 (略)

12 (略)

13 医療観察抗精神病特定薬剤治療指導管理料

イ 医療観察持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料 250点

(新設)

(新設)

ロ (略)

(新設)

注1 イについては、持続性抗精神病注射薬剤を投与している統合失調症の通院対象者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。

注2 (略)

14 (略)

第3章 医療観察訪問看護

通則

(略)

1 医療観察訪問看護基本料

イ～ハ (略)

注1 医療観察訪問看護基本料(イ)については、通院対象者(同一建物居住者を除く。)又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者にかかる通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医(以下「主治医」という。)の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士(以下「看護師等」という。)が、訪問して看護又は療養

業型指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士（以下「看護師等」という。）が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注2 医療観察訪問看護基本料(Ⅲ)については、通院対象者（同一建物居住者に限る。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注3 注1及び注2に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等、准看護師、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行った場合は、医療観察複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては、週1日を限度として加算する。

イ 看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1日に1回の場合   |        |
| ① 同一建物内1人      | 450点   |
| ② 同一建物内2人      | 450点   |
| ③ 同一建物内3人以上    | 400点   |
| (2) 1日に2回の場合   |        |
| ① 同一建物内1人      | 900点   |
| ② 同一建物内2人      | 900点   |
| ③ 同一建物内3人以上    | 810点   |
| (3) 1日に3回以上の場合 |        |
| ① 同一建物内1人      | 1,450点 |
| ② 同一建物内2人      | 1,450点 |

上必要な指導を行った場合に算定する。

注2 医療観察訪問看護基本料(Ⅲ)については、通院対象者（同一建物居住者に限る。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注3 注1及び注2に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等、准看護師、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行った場合は、医療観察複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては、週1日を限度として加算する。

イ 看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1日に1回の場合   | 450点   |
| (新設)           |        |
| (新設)           |        |
| (新設)           |        |
| (2) 1日に2回の場合   | 900点   |
| (新設)           |        |
| (新設)           |        |
| (新設)           |        |
| (3) 1日に3回以上の場合 | 1,450点 |
| (新設)           |        |
| (新設)           |        |



③ 同一建物内3人以上	1,300点
ロ 看護師等が准看護師と同時に医療観察訪問看護を行った場合	
(1) 1日に1回の場合	
① 同一建物内1人	380点
② 同一建物内2人	380点
③ 同一建物内3人以上	340点
(2) 1日に2回の場合	
① 同一建物内1人	760点
② 同一建物内2人	760点
③ 同一建物内3人以上	680点
(3) 1日に3回以上の場合	
① 同一建物内1人	1,240点
② 同一建物内2人	1,240点
③ 同一建物内3人以上	1,120点
ハ 看護師等が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に医療観察訪問看護を行った場合	
(1) 同一建物内1人	300点
(2) 同一建物内2人	300点
(3) 同一建物内3人以上	270点

注4～注11 (略)

2 医療観察訪問看護管理料

イ・ロ (略)

注1 (略)

注2 訪問看護事業型指定通院医療機関が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長に届け出た場合であって、通院対象者又はその家族等に対して24時間の対応体制にある場合（医療観察訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。）には、医療観察24時間対応体制加算として、月1回に限り、所定点数に640点を加算する。ただし、当該月において、当該通院対象者

(新設)	
ロ 看護師等が准看護師と同時に医療観察訪問看護を行った場合	
(1) 1日に1回の場合	380点
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(2) 1日に2回の場合	760点
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(3) 1日に3回以上の場合	1,240点
(新設)	
(新設)	
(新設)	
ハ 看護師等が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に医療観察訪問看護を行った場合	300点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

注4～注11 (略)

2 医療観察訪問看護管理料

イ・ロ (略)

注1 (略)

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関が、通院対象者又はその家族等に対して当該基準に規定する24時間の対応体制にある場合（医療観察訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。）には、医療観察24時間対応体制加算として、月1回に限り、所定点数に640点を所定点数に加算する。ただし、当該月において、

について他の訪問看護事業型指定通院医療機関が医療観察24時間対応体制加算を算定している場合は、算定しない。

当該通院対象者について他の訪問看護事業型指定通院医療機関が医療観察24時間対応体制加算を算定している場合は、算定しない。

注3 法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定後に医療観察訪問看護を受けようとする者であって、鑑定入院医療機関又は指定入院医療機関に入院中のものの退院に当たり、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、当該鑑定入院医療機関又は指定入院医療機関の主治医又は職員と共同し、当該者又はその家族等に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合には、退院後の最初の医療観察訪問看護が行われた際に、医療観察退院時共同指導加算として、当該退院につき1回に限り、所定点数に800点を加算する。

(新設)

注4 訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、通院対象者又はその家族等の同意を得て、訪問診療を実施している指定通院医療機関（病院及び診療所に限る。）を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）又は訪問薬剤管理指導を実施している指定通院医療機関（薬局に限る。）と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、医療観察在宅患者連携指導加算として、月1回に限り、所定点数に300点を加算する。

(新設)

注5 訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、在宅で療養を行っている通院対象者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該通院対象者の在宅療養を担う指定通院医療機関（病院及び診療所に限る。）の主治医の求めにより、当該指定通院医療機関の主治医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している指定通院医療機関（薬

(新設)

局に限る。）の薬剤師又は医科診療報酬点数表の区分番号B005の注3に規定する介護支援専門員若しくは相談支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、医療観察在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月2回に限り、所定点数に200点を加算する。

3 (略)

第4章 特定治療料

医科診療報酬点数表第1章及び第2章、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」という。）並びに別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）において、保険医療機関又は健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局が行った場合に点数が算定される行為（第1章基本診療料及び第2章医療観察精神科専門療法に掲げる診療を除く。）を行った場合に、当該行為に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章、歯科診療報酬点数表並びに調剤報酬点数表に定める点数

3 (略)

第4章 特定治療料

医科診療報酬点数表第1章及び第2章、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」という。）並びに別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）において、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関又は保険薬局が行った場合に点数が算定される行為（第1章基本診療料及び第2章医療観察精神科専門療法に掲げる診療を除く。）を行った場合に、当該行為に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章、歯科診療報酬点数表並びに調剤報酬点数表に定める点数